

# 枚方市立サプリ村野NPOセンター 長期利用室 使用団体 募集要項

令和 7 年(2025 年) 9 月  
枚 方 市

## 1. 募集目的

NPOや市民活動団体の長期的な活動拠点として長期利用室を使用する団体（以下「使用団体」という）を募集し、活動場所を提供することで継続的な活動支援を図るもの。

## 2. 施設の概要等

- ① 名称  
枚方市立サプリ村野NPOセンター
- ② 住所  
枚方市村野西町 5－1      サプリ村野内
- ③ 開館時間  
9：00～21：00  
(12月29日から1月3日までは休館)
- ④ 使用施設概要・使用料・使用期間

|                                            | 募集施設数   | 使用料 ※注 1    | 使用期間 ※注 2                                                |
|--------------------------------------------|---------|-------------|----------------------------------------------------------|
| 長期利用室（小）<br><32.0 m <sup>2</sup> 、定員 15 人> | 2 室（個室） | 月額 20,400 円 | 令和 8 年(2026 年) 5 月 1 日（金）～<br>令和 9 年(2027 年) 3 月 31 日（水） |
| 長期利用室（大）<br><65.6 m <sup>2</sup> 、定員 30 人> | 1 室（個室） | 月額 41,900 円 | 令和 8 年(2026 年) 2 月 1 日（日）～<br>令和 8 年(2026 年) 3 月 31 日（火） |

### ※注 1

- ・月額使用料に光熱水費を含む。
- ・今後、条例の改正等により、月額使用料が変更となる可能性があります。
- ・市外団体および営利・政治・宗教団体（以下表参照）は倍額。

| 団 体  | 内 容                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 営利団体 | 企業組織（株式会社・有限会社等）など、利益を出すことを目的としている団体で、事業を通して得た利益を出資者などに分配する団体。<br>サプリ村野NPOセンター一時利用室の使用において営利団体の区分で登録されている団体。                                |
| 政治団体 | 政治上の主義もしくは政策を推進・支持・反対することを本来の目的とする団体。特定の公職の候補者（公職にある者及び公職の候補者となろうとする者を含む）を支持・反対することを本来の目的とする団体。前記の活動を主な活動として組織的かつ継続的に行う団体。選挙管理委員会に届出している団体。 |
| 宗教団体 | 宗教法人格を取得している団体。宗教法人法で定める団体。                                                                                                                 |

## ※注 2

- ・現在使用している団体が使用許可を受け、現在の利用室を引き続き使用する場合のみ、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日（水）から使用可能。
- ・更新により最長 3 年間（年度）の使用が可能。

| （例）        | 長期利用室（小）                         | 長期利用室（大）                        |
|------------|----------------------------------|---------------------------------|
| 1 年目：      | 令和 8 年 5 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日   | 令和 8 年 2 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日  |
| ↓ 更新（1 回目） |                                  |                                 |
| 2 年目：      | 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日  | 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日  |
| ↓ 更新（2 回目） |                                  |                                 |
| 3 年目：      | 令和 10 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日 | 令和 9 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日 |

### ⑤ 施設の設備

|              |     |                 |     |
|--------------|-----|-----------------|-----|
| 机            | 1 台 | コンセント（最大 1500W） | 2 個 |
| イス           | 1 脚 | パソコン用 LAN       | 1 個 |
| 更衣ロッカー（ひとり用） | 1 台 | 電話受け口           | 1 個 |

※ インターネットを利用する場合、プロバイダー契約に伴う費用は団体負担

※ 加入電話のみ利用可能（ひかり電話などのオプションサービスは利用できません）  
加入電話の設置や利用に係る費用（回線使用料や通話料など）は団体負担

### ⑥ その他

- ・給湯室・トイレは共用
- ・長期利用室の使用団体が情報交換等に活用できる交流室が使用可能

## 3. 応募方法

### ① 申込書等受付期間・受付場所など

【窓口で受付の場合】

**令和 7 年(2025 年)10 月 31 日（金）17 時 30 分まで**

枚方市役所 別館 3 階 市民活動課

【郵便で受付の場合】

**令和 7 年(2025 年)10 月 31 日（金）当日消印有効**

宛先：〒573-8666 枚方市大垣内町 2 丁目 1 番 20 号 枚方市 市長公室 市民活動課

【E メールで受付の場合】

**令和 7 年(2025 年)10 月 31 日（金）23 時 59 分まで**

E メール送信先：skatudo@city.hirakata.osaka.jp

※ 申込み数が募集の数を超える場合は、抽選を行います。

※ 現在長期利用室を使用しており、令和 8 年（2026 年）3 月 31 日（火）に更新限度を迎える団体については、空きがある場合のみ、令和 7 年（2025 年）11 月 7 日（金）から 11 月 21 日（金）までの期間で申込みを受け付けます。

## ② 申込みに必要な書類

申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
定款(または会則) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
収支予算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
代表者の住民票の写しまたは住民票記載事項証明書・・・・・・・・・・ 1 部  
※いずれも申請日前 6 か月以内に発行されたもの。コピー可  
その他パンフレットなど活動内容のわかるものがあれば・・・・・・・・ 1 部

## ③ 申込みの手続き

受付期間内に申込みに必要な書類を直接、受付場所へ提出してください。(郵送、Eメール可)  
1 団体 1 室まで。

電話及びファクスによる申込みは受け付けません。また、一度提出された申込書等は一切返却できませんので、ご了承ください。

## 4. 選定方法

提出書類を審査し、要件を満たしている場合、使用許可の決定を行います。申込み多数となった場合は、抽選を行いますので、令和 7 年(2025 年)12 月 8 日(月) 午前中(時間は抽選となった場合に連絡)にサプリ村野 NPO センター北館 2 階 201 号室までお越しください(代理可)。

抽選を実施する場合は、事前に申し込みのあった団体に連絡します。

抽選に欠席された場合(指定の時間に北館 2 階 201 号室へお越しになっていない場合も含む)は、申込みを辞退したものとして取り扱います。

## 5. 許可方法

使用許可期間は、許可日にかかわらず年度末を限度とし、1 か月以上の使用を許可要件とします。ただし、更新を希望する場合は、最大 2 回(最長 3 年間(年度))の更新が可能です。更新方法は、許可期間の末日の 3 か月前の日までに所定の申請書を提出してください。

## 6. 使用料の納付

使用料の支払いは、使用する月の前月末日までに、納付してください。納付が確認できない場合は、使用許可を取り消す場合があります。

また、納付期限を過ぎても納付がない場合は、枚方市債権管理及び回収に関する条例の規定により、延滞金が発生することがあります。

## 7. 使用の中止と使用料の還付

使用を中止する場合は、中止届出書を提出してください。中止しようとする日の 1 か月前の日までに申し出た場合は、使用料の還付を行います。ただし、期限を過ぎた場合の使用料の還付は行いません。

なお、天災その他使用者の責めに帰することができない理由により、施設を使用することができなくなった場合は、当該使用することができなくなった期間に係る使用料に相当する額を還付します。

## 8. 使用上の条件

- ① 使用許可の条件を遵守し、使用料を確実に納付してください。
- ② 施設使用の権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ③ センター施設等を目的外に使用したり他のものに使用させたりすることはできません。
- ④ 災害等が発生した場合は、本市への協力をお願いします。(状況により施設が使用不可となる

場合があります。)

- ⑤ 年間数回の計画停電や避難訓練の際は、市の要請に協力してください。
- ⑥ 本市が実施するセンターの施設等における工事への協力をお願いします。

#### 9. 施設の使用について

- ① 施設の鍵の受け渡しは受付事務所で行います。退室後は速やかに返却してください。
- ② 施設内は常に清潔を保つようにし、共有部分等についての維持管理に協力してください。
- ③ 廊下などの共用部分に荷物等（下足箱、傘立て等を含む）を置かないでください。
- ④ 敷地内は、全面禁煙です。
- ⑤ ごみは各使用団体で処理してください。
- ⑥ 貴重品の管理は各使用団体で責任を持って行ってください。
- ⑦ 各備品・設備等を破損や滅失した場合は、原状に回復してください。

#### 10. 物品の販売等の許可

施設内において次に掲げる行為をしようとするときは、事前に市に報告し、市長の許可を受けてください。

- ① 物品の販売その他これに類する行為
- ② 広告物の掲示及び配布
- ③ 施設内部で工事等を行う場合（大規模工事はお断りする場合があります）
- ④ 前①から③に掲げるもののほか、市長が管理運営上必要と認める行為

#### 11. 使用許可の取消し等

次に該当するときは、使用許可を取り消しすることがあります。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- ② センターの施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- ③ 祭事等の宗教行事又は布教活動に該当すると認めるとき。
- ④ 専ら営利を図る活動に該当すると認めるとき。
- ⑤ 入会、寄附等の勧誘その他これに類する行為（市長が特に認めるものを除く。）を伴う活動に該当すると認めるとき。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はその利益になるおそれがあると認めるとき。
- ⑦ 条例・施行規則などの各種規定に違反する場合や施設の管理運営上支障があると認めるとき。
- ⑧ 個人で使用していると認められるとき。
- ⑨ 前①から⑧に掲げる場合のほか、市長が不適当と認めるとき。
- ⑩ 本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ⑪ 使用許可条件に違反したとき。
- ⑫ 申請時の資格を失ったとき。

#### 12. 許可終了時の条件等

使用団体は、使用許可期間が満了したとき又は使用許可を取り消された場合には、直ちに使用者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復し、返還しなければならない。

#### 13. 損害賠償

使用団体は、施設の使用にあたり本市又は第三者に損害を与えたときは、すべて使用者の責任におい

て、その損害を賠償しなければならないものとする。

#### 14. 現地見学

施設の見学を希望される場合は、事前に市民活動課へ電話またはファクス、Eメールでお申込みください。日程等詳細は、調整のうえ決定します。

申込み先：枚方市役所 市長公室 市民活動課

電話番号：072-841-1273（直通）

ファクス：072-841-5133（直通）

Eメール：skatudo@city.hirakata.osaka.jp

#### 15. その他

- ① 応募及び使用許可の手続きに関する費用については、申請者の負担とします。
- ② 本募集要項に記載のない事由が発生した場合は、本市及び使用団体の双方で協議を行い決定するものとします。